

## 〔 参 考 〕

- ☆ 「ゼロ予算事業」に関する取り組み
- ☆ 決算状況一覧表
- ☆ 用語の説明

## 「ゼロ予算事業」に関する取り組み（平成25年度）

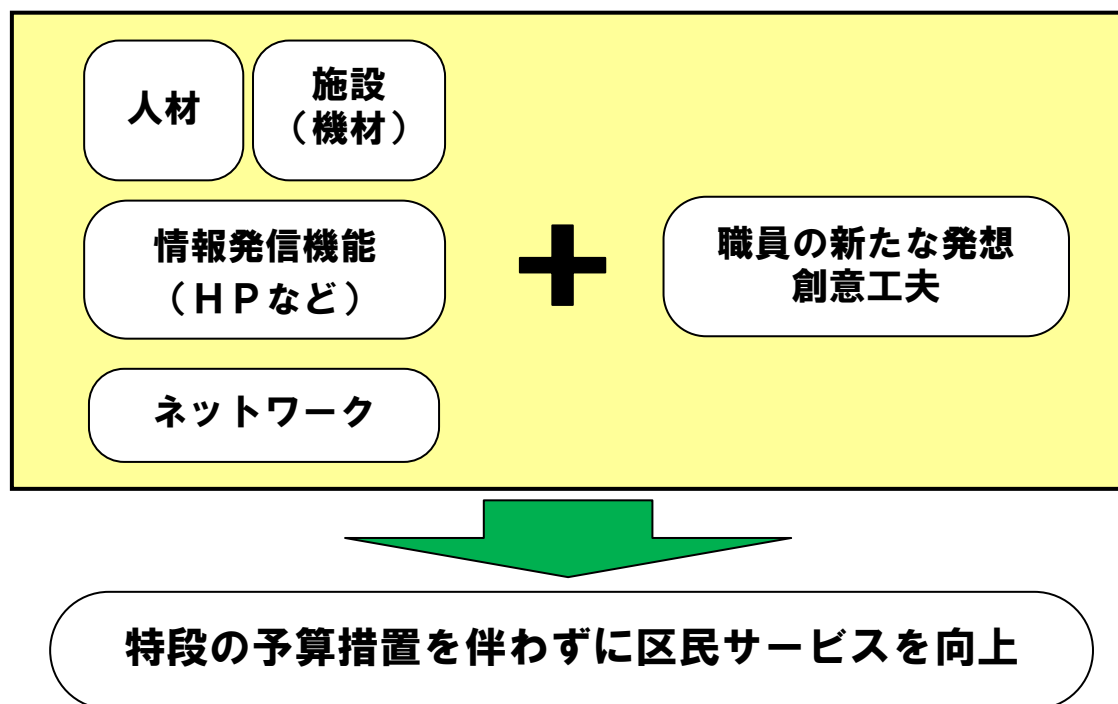
本区では、既存の人材や施設などを活用し、特段の予算措置を行わず、職員の新たな発想や創意工夫により区民サービスの向上を図る取り組み（ゼロ予算事業）を行っています。

<ゼロ予算事業とは（台東区における定義）>

既存の人材・施設（機材）、情報発信機能、町会や関係団体などのネットワークを活用し、特段の予算措置を行わず、職員の新たな発想や創意工夫により区民サービスの向上を図る取り組み

### 【補足説明】

- 区民や区内事業者、来街者などを対象として行う事業とし、内部管理的事務については対象外とする。
- 職員の創意工夫等により実施する事業とし、各所管課における本来業務（通常業務）は対象外とする。
- 既存の職員や施設などを活用することで、別途、新たな予算措置を伴わない事業とする。



◆次頁以降に各課における取り組みを掲載しています。ご参照ください。

## 「ゼロ予算事業」一覧（平成25年度）

【分類】①既存の人材を活用、②既存の施設（機材）を活用、③情報発信機能を活用、④ネットワークを活用、⑤その他

No.	事業（業務）名称	事業内容（概要）	課名	分類
1	日曜開庁・水曜窓口延長	<p>毎月第3日曜日に窓口を開庁（9時～17時）。 6課（区民課、税務課、収納課、戸籍住民サービス課、子育て支援課、国民健康保険課）の窓口で実施。</p> <p>毎週水曜日に窓口を延長（19時まで）。 10課（区民課、税務課、収納課、戸籍住民サービス課、子育て支援課、国民健康保険課、高齢福祉課、介護保険課、障害福祉課、児童保育課）の窓口と3区民事務所で実施。</p>	<p>区民課、税務課、収納課、 戸籍住民サービス課、 子育て支援課、 国民健康保険課、 高齢福祉課、介護保険課、 障害福祉課、児童保育課</p>	①②
2	外国語対応協力職員制度	<p>語学力を有する職員を外国語対応協力職員として登録し、各部署で外国語対応の必要が生じたときに、協力を依頼できる制度。 区役所業務に係る外国人と職員間の簡単な通訳、簡易な外国語資料の内容確認等を行い、職員個々の能力を活用しながら、外国人への行政サービスの充実を図る。</p>	人事課	①
3	避難所運営委員会	区内45カ所の避難所ごとに各町会役員を集め、避難所の円滑な運営を目的に、区と各町会とで協議を行う。	災害対策課	①②④
4	たいとう安全・安心かわら版	犯罪被害に遭わないよう、登録団体（町会）の協力のもと、犯罪情報等をFAXにて速やかに通知し、町会掲示板への貼付を実施。	生活安全推進課	④

【分類】①既存の人材を活用、②既存の施設（機材）を活用、③情報発信機能を活用、④ネットワークを活用、⑤その他

No.	事業（業務）名称	事業内容（概要）	課名	分類
5	「こんにちはタイム」 「夕焼けタイム」	防災無線を活用し、下校時に地域の見守りを呼びかける放送を行うことにより、区民の子どもの安全に関する意識啓発及び通学路等の安全確保を実施。 また、地域の治安を良好に保ち、安全で安心なまちづくりを進めていくために、安全・安心全般に関する呼びかけを実施。  「こんにちはタイム」…毎週（水）午後1時放送 「夕焼けタイム」…（月）～（金） 3月～10月 午後5時放送 11月～2月 午後4時30分放送	生活安全推進課	②
6	青色回転灯付パトロール車の夜間貸出	地域の犯罪抑止を図るため、自主防犯団体の行う防犯パトロールに対して、「子どもの安全」巡回パトロール事業で使用する青色回転灯付パトロール車を、本業務時間外に貸出。	生活安全推進課	②
7	消費生活に関する出前講座	消費生活に関して、区民の方の関心やご要望をお聞きし、それに沿った形で消費生活相談員が出向き講座を実施。	くらしの相談課	①②
8	特別対策事業 （休日窓口開庁）	6月以降の第3日曜日に、税や保険料の納付窓口を設置（9時～17時）。	収納課、国民健康保険課	①②
9	台東区友好都市「うまいもん市」	上野観光連盟主催のうえの桜まつりの一環で、友好都市からの地場産品の物販ブースを開設し、友好都市のPRを行う。  参加都市：諏訪市、日光市、南会津町、大崎市、豊後大野市	交流促進課	④
10	台東区製造業ガイド	区内企業（製造業）の情報を台東区のホームページで紹介。 ※区内企業からの申請を受け、職員が登録・更新作業を実施。	産業振興課	①③

【分類】①既存の人材を活用、②既存の施設（機材）を活用、③情報発信機能を活用、④ネットワークを活用、⑤その他

No.	事業（業務）名称	事業内容（概要）	課名	分類
11	出前説明会	台東区内に事業所を構える事業者の希望に応じて、融資制度、商工相談、中小企業支援事業等産業振興事業について、産業振興課の職員が出向き内容を説明。	産業振興課	①
12	観光写真のデータ提供	観光写真のデジタルデータを出版社などに提供。	観光課	①②③
13	台東くんツイッター、台東くん Weibo	台東区の最新観光情報などを日々「ツイッター」で発信。また、ツイッターの記事を浅草文化観光センターの案内スタッフが中国語（簡体）に翻訳し、中国版ツイッター「新浪Weibo」で情報発信。	観光課	①②③④
14	国・他自治体・事業者との連携事業	隅田川ルネサンス（東京都） 下町創生協議会（墨田区、江東区、東京スカイツリー®） 日光歴史街道サミット（旧日光街道沿いの県市区町村）	観光課	①②③④
15	民間アプリを活用した情報提供	民間企業の開発したスマートフォンアプリを利用し、台東区の歴史・文化・産業などの観光情報や街歩きルートなどを紹介。	観光課	①②③④
16	台東区介護サービス事業者（所）求人情報提供事業	台東区の公式ホームページと介護サービス事業者（所）のホームページとを連携し、求人情報の提供を行うことにより、本区の事業者の人材確保及び事業者就業希望者への支援を実施。	介護保険課	①③
17	国民健康保険加入者に対する保養施設の斡旋	国民健康保険加入者に、一般料金より安く利用できるよう、関東近県の宿泊施設と契約。	国民健康保険課	②

【分類】①既存の人材を活用、②既存の施設（機材）を活用、③情報発信機能を活用、④ネットワークを活用、⑤その他

No.	事業（業務）名称	事業内容（概要）	課名	分類
18	環境メールマガジン配信	環境清掃部関連の情報を毎月中旬ごろ配信。環境関連イベントや、環境案内人（エコガイド）などを通じて購読希望者を募集。対象端末はパソコン、スマートフォン。	環境課	③
19	緑の募金活動	5月を緑の募金月間として、町会や区民、区役所職員に募金を働きかけるほか、緑の募金交付金の申請手続等を実施。	環境課	①
20	環境ふれあい館まつり	環境ふれあい館ひまわりで行っている活動のPRと地球にやさしい暮らしの実践や環境保全への意識の啓発を図るため、6月の環境月間に「環境ふれあい館まつり」を開催。平成25年度は、「伝統工芸体験コーナー」や「隅田川の生き物を調べてみよう！」など、体験学習を中心に27のプログラムを実施。	環境課	①②④
21	使用済みインクカートリッジ回収箱設置	区施設4箇所の出入り口付近に回収箱を設置し、使用済みインクカートリッジの回収を促進。	清掃リサイクル課	②
22	フリーマーケット開催の後援	区内の公園で開催されるフリーマーケットの後援として、区立公園の占有許可の代行や広報誌による出店者募集などの周知を実施（開催回数14回）。	清掃リサイクル課	①②③
23	ひと声収集	高齢または身体に障害があるなどの理由で、ごみを集積所まで出すことが困難な方の自宅玄関前まで清掃職員がうかがい、ごみを収集。ごみが出ていない日が続いたり、新聞受けに新聞がたまっていたりする場合等に、関係者及び福祉関係機関に連絡。	台東清掃事務所	①

【分類】①既存の人材を活用、②既存の施設（機材）を活用、③情報発信機能を活用、④ネットワークを活用、⑤その他

No.	事業（業務）名称	事業内容（概要）	課名	分類
24	クリーンローラー作戦	清掃職員が月に2回、集積所のごみ収集を終えた後の時間を利用して、清川一・二丁目周辺及び浅草駅周辺の歩道などに捨てられたポイ捨てごみの自主清掃を実施。	台東清掃事務所	①
25	ボランティア活動に伴うごみの収集	学校の生徒有志による道路清掃や、町内会主催の盆踊りなどの地域的なボランティア（無償奉仕）活動により一時的に大量のごみを排出する場合、ボランティアシールを交付し、処理手数料を免除の上ごみを収集。	台東清掃事務所	①②
26	七夕飾り用の竹提供	区内の幼稚園、保育園、認証保育所に七夕飾り用として隅田公園の竹を提供。	公園課	①②
27	土曜相談・水曜日相談時間延長	毎月第2、4土曜日に来所相談及び電話相談を実施。 （来所相談：9時30分～17時30分） （電話相談：9時30分～16時30分）  毎週水曜日に相談時間を延長。（18時30分まで）	教育支援館	①②
28	学校教育情報室の土曜開室	毎月第1、3土曜日に学校教育情報室を開室。（9時～17時）	教育支援館	①②
29	土曜議会	毎年第1回定例会本会議（代表質問）を土曜日に開催。	区議会事務局	①②

# 決算状況一覽表

国	調	人	口	面	積	人	口	密	度	人	口	集	中	地	区	人	口
22年		175,928人		10.08	km <sup>2</sup>		17,453人			175,928人		26.4.1		188,104人			
17年		165,186人		10.08	km <sup>2</sup>		16,388人			165,186人		25.4.1		185,904人			

区	分	平	成	25	年	度	平	成	24	年	度	増	減	率	区	分	平	成	25	年	度	平	成	24	年	度
				千円					千円			%							千円				千円			
歳入総額	A			91,885,466					94,929,957			△ 3.2			基準財政需要額				45,122,199				45,474,004			
歳出総額	B			87,643,384					91,759,640			△ 4.5			基準財政収入額				19,434,630				19,124,565			
歳入歳出差引額 (A) - (B)	C			4,242,082					3,170,317			33.8			標準財政規模				48,356,464				49,752,646			
翌年度に繰り 越すべき財源	D			12,800					103,897			△ 87.7			臨時財政対策債 発行可能額				0				1,016,052			
実質収支 (C) - (D)	E			4,229,282					3,066,420			37.9			財政力指数				0.43				0.43			
単年度収支	F			1,162,862					△ 350,439						実質収支比率				8.7 %				6.2 %			
															( 8.7 %)				( 6.3 %)							
積立金	G			183,541					45,671			301.9			経常収支比率				86.7 %				87.5 %			
															( 86.7 %)				( 87.5 %)							
繰上償還金	H			0					0			0.0			地方債現在高				15,607,024				17,564,850			
積立金取崩し額	I			0					862,209			皆減			債務負担行為額				2,999,132				1,951,830			
実質単年度収支 (F)+(G)+(H)-(I)	J			1,346,403					△ 1,166,977																	

平成25年度決算に基づく健全化判断比率										※〔 〕書きは、早期健全化基準													
区	分	平	成	25	年	度	平	成	24	年	度	区	分	平	成	25	年	度	平	成	24	年	度
実質赤字比率				— %					— %			実質公債費比率				1.8 %			2.7 %				
				[ 11.28 %]					[ 11.25 %]							[ 25.0 %]			[ 25.0 %]				
連結実質赤字比率				— %					— %			将来負担比率				— %			— %				
				[ 16.28 %]					[ 16.25 %]							[ 350.0 %]			[ 350.0 %]				

職 員 数 等 の 状 況							積	立	の	状	況	区	分	財	政	調	整	基	金	減	債	基	金	そ	の	他	特	定	目	的	金	合	計				
区	分	26.4.1			25.4.1																													千円	千円	千円	千円
		職	員	数	一	人																															
普	一	1,526	307,209	58	1,517	308,507						24年度末 現在高	8,859,244	4,596,534	16,685,052	30,140,830																					
通	う	121	305,634	0	125	305,704						積	183,541	16,122	1,622,040	1,821,703																					
	ち											立																									
	技能											額																									
	労											25年度	0	757,044	2,000	759,044																					
	務											取																									
	員											崩																									
	教	61	336,782	4	64	327,540						額																									
	育											調	0	0	0	0																					
	公											整																									
	務											額																									
	員	0	—	0	0	—						25年度末 現在高	9,042,785	3,855,612	18,305,092	31,203,489																					
	臨																																				
	時																																				
	職																																				
	員																																				
	小	1,587	308,346	62	1,581	309,254																															
	計																																				
そ	の	93	277,706	3	94	278,514																															
の	会																																				
計																																					
合	計	1,680	306,650	65	1,675	307,529																															

(注1) 「実質収支比率」の分母は、臨時財政対策債発行可能額を含む。( )書きは、臨時財政対策債発行可能額を分母に含めない場合の数値である。  
(注2) 「経常収支比率」の分母は、24年度・25年度ともに経常一般財源等歳入合計、減収補填債特例分及び臨時財政対策債の合計である。  
( )書きは、減収補填債特例分及び臨時財政対策債を分母に含めない場合の数値である。



歳 入				性 質 別 歳 出						
区 分	決 算 額	構 成 比	増 減 率	区 分	決 算 額	構 成 比	増 減 率	一 般 財 源 等	経 常 一 般 財 源	経 常 収 支 比 率
	千円	%	%		千円	%	%	千円	千円	%
特別区税	18,917,088	20.6	6.8	人件費	15,471,290	17.7	△ 2.6	14,275,801	13,948,000	27.2
地方譲与税	316,992	0.3	△ 5.8	うち職員給	10,258,456	11.7	△ 1.7	9,411,649	9,411,649	18.4
利子割交付金	264,221	0.3	27.7	うち退職金	1,192,029	1.4	△ 19.4	1,192,029	917,534	1.8
配当割交付金	180,112	0.2	72.3	扶助費	32,387,906	37.0	0.9	8,710,929	8,710,436	17.0
株式等譲渡所得割交付金	234,987	0.3	775.2	公債費	3,305,939	3.8	△ 2.4	3,197,771	3,197,771	6.2
地方消費税交付金	3,547,002	3.9	△ 0.9	元利償還金	3,305,939	3.8	△ 2.4	3,197,771	3,197,771	6.2
ゴルフ場利用税交付金	0	0.0	0.0	一時借入金利子	0	0.0	0.0	0	0	0.0
自動車取得税交付金	196,114	0.2	△ 5.8	義務的経費計	51,165,135	58.4	△ 0.4	26,184,501	25,856,207	50.4
地方特例交付金等	102,185	0.1	10.0	物件費	12,090,542	13.8	△ 9.2	10,033,172	9,459,579	18.5
財政調整交付金	28,192,182	30.7	△ 4.6	維持補修費	877,440	1.0	17.7	835,779	835,779	1.6
普通交付金	25,687,569	28.0	△ 2.5	補助費等	5,530,630	6.3	△ 5.0	4,841,827	3,614,908	7.1
特別交付金	2,504,613	2.7	△ 22.1	積立金	1,821,703	2.1	△ 11.0	1,714,208		
交通安全対策特別交付金	28,442	0.0	△ 3.9	投資・出資金	0	0.0	0.0	0		
一般財源計	51,979,325	56.6	0.2	貸付金	2,066,489	2.4	△ 45.2	625	625	0.0
分担金・負担金	564,735	0.6	3.7	繰出金	8,403,731	9.6	△ 8.2	7,729,718	4,648,825	9.1
使用料	2,635,783	2.9	6.6	繰上充用金	0	0.0	0.0	0	0	0.0
手数料	630,167	0.7	4.1	その他経費計	30,790,535	35.1	△ 11.6	25,155,329	18,559,716	36.2
国庫支出金	20,530,707	22.3	2.8	普通建設事業費	5,687,714	6.5	2.8	3,141,189		
都支出金	6,767,838	7.4	8.9	補助事業費	1,542,456	1.8	61.3	341,656		
財産収入	493,213	0.5	△ 13.2	単独事業費	4,145,258	4.7	△ 9.4	2,799,533		
寄附金	92,024	0.1	19.7	うち人件費	305,158	0.3	5.7	305,158		
繰入金	1,013,104	1.1	△ 65.5	災害復旧事業費	0	0.0	皆減	0		
繰越金	3,170,317	3.5	△ 7.7	失業対策事業費	0	0.0	0.0	0		
諸収入	3,010,253	3.3	△ 38.0	投資的経費計	5,687,714	6.5	2.6	3,141,189		
地方債	998,000	1.1	△ 28.2							
特定財源計	39,906,141	43.4	△ 7.3							
合計	91,885,466	100.0	△ 3.2	合計	87,643,384	100.0	△ 4.5	54,481,019		

目 的 別 歳 出				特 別 区 税				
区 分	決 算 額	構 成 比	増 減 率	区 分	決 算 額 (千円)	構 成 比 (%)	増 減 率 (%)	
	千円	%	%		千円	%	%	
議会費	651,979	0.7	△ 1.6	特別区民税	15,502,273	81.9	5.4	
総務費	9,990,896	11.4	△ 11.2	軽自動車税	51,229	0.3	△ 0.5	
民生費	48,188,364	55.0	0.2	特別区たばこ税	3,358,501	17.8	13.8	
衛生費	7,531,603	8.6	3.1	釵産税	0	0.0	0.0	
労働費	246,424	0.3	35.8	入湯税	5,085	0.0	29.0	
農林水産業費	0	0.0	0.0	法定外普通税	0	0.0	0.0	
商工費	3,953,972	4.5	△ 32.2	合計	18,917,088	100.0	6.8	
土木費	5,176,911	5.9	△ 11.2	特 別 区 民 税 徴 収 率				
消防費	1,348,469	1.5	△ 29.6	現年課税分 (%)	滞納繰越分 (%)	合計 (%)		
教育費	7,247,404	8.3	△ 1.0	98.1	31.9	93.4		
災害復旧費	0	0.0	皆減	公 営 事 業 ・ 公 営 企 業 会 計				
公債費	3,307,362	3.8	△ 2.4	区 分	決 算 額 (千円)	増 減 率 (%)	普 通 会 計 繰 入 繰 出 額	
諸支出金	0	0.0	0.0	国民健康保険	歳入	24,112,444	△ 1.1	3,294,131
合計	87,643,384	100.0	△ 4.5	事業会計	歳出	22,567,941	0.0	0
				後期高齢者医療	歳入	2,743,071	6.3	569,190
				事業会計	歳出	2,577,303	4.9	158,145
				介護保険事業	歳入	13,444,130	3.9	2,058,269
				(保険事業)	歳出	13,237,248	4.6	67,701
				介護保険事業	歳入	—	—	—
				(介護サービス)	歳出	—	—	—
				公営企業会計	歳入	1,039,290	△ 23.5	1,038,766
				(介護サービス)	歳出	1,039,290	△ 23.5	0
				公営企業会計	歳入	412,870	△ 5.4	0
				(駐車場)	歳出	412,870	△ 5.4	28,214

(注) 「公営事業・公営企業会計」欄の「普通会計繰入繰出額」の単位は「千円」である。

## 【用語の説明】

### ○普通会計

地方公共団体における地方公営事業会計（地方公共団体の経営する公営企業、国民健康保険事業、後期高齢者医療事業、介護保険事業など）以外の会計で、一般会計のほか、特別会計のうち地方公営事業会計に係るもの以外のものの純計額。

個々の地方公共団体ごとに各会計の範囲が異なっているため、財政状況の統一的な掌握及び比較が困難であることから、地方財政統計上便宜的に用いられる会計区分。

※ 台東区では、現在、一般会計（想定企業会計として分別される特別養護老人ホーム等の介護サービス事業、雷門地下駐車場等の駐車場整備事業に係る収支を除く）及び病院施設会計により普通会計を構成している。

### ○一般財源、一般財源等と特定財源

特別区の場合、「一般財源」は、特別区税、地方譲与税、利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、地方消費税交付金、ゴルフ場利用税交付金、自動車取得税交付金、地方特例交付金、特別区交付金、交通安全対策特別交付金をいう。

また、一般財源のほか、一般財源と同様に財源の使途が特定されず、どのような経費にも使用できる財源を合わせたものを「一般財源等」という。これは、目的が特定されていない寄附金や売却目的が具体的事業に特定されない財産収入等が含まれる。

なお、一般財源、一般財源等とは逆に、財源の使途が特定されているものを「特定財源」という。

### ○実質収支

当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額をみるもので、形式収支（歳入歳出差引額）から、翌年度に繰り越すべき継続費繰越、繰越明許費繰越等の財源を控除した額。通常、「黒字団体」、「赤字団体」という場合は、実質収支の黒字、赤字により判断する。

### ○単年度収支

実質収支は前年度以前からの収支の累積であるので、その影響を控除した単年度の収支のこと。具体的には、当該年度における実質収支から前年度の実質収支を差し引いた額。

### ○実質単年度収支

単年度収支から、実質的な黒字要素（財政調整基金への積立額及び地方債の繰上償還額）を加え、赤字要素（財政調整基金の取崩し額）を差し引いた額。

## ○標準財政規模

地方公共団体の標準的な状態で通常収入されるであろう經常的一般財源の規模を示すもの。特別区税、地方譲与税、地方消費税交付金などのほか特別区財政調整交付金普通交付金が加算される。また、臨時財政対策債の発行可能額についても含まれる。

## ○財政力指数

地方公共団体の財政力を示す指数で、特別区財政調整交付金普通交付金の算定における基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値の過去3年間の平均値。

財政力指数が高いほど、算定上の留保財源が大きいことになり、財源に余裕があるといえる。

## ○実質収支比率

実質収支の標準財政規模（臨時財政対策債発行可能額を含む。）に対する割合をいう。

## ○經常収支比率

地方公共団体の財政構造の弾力性を判断するための指標で、人件費、扶助費、公債費等のように毎年度經常的に支出される経費（經常的経費）に充当された一般財源等の額が、特別区税、特別区財政調整交付金普通交付金を中心とする毎年度經常的に収入される一般財源等（經常一般財源等）、減収補填特例分及び臨時財政対策債の合計額に占める割合。この指標は經常的経費に經常一般財源等がどの程度充当されているかを見るものであり、比率が高いほど財政構造の硬直化が進んでいることを表す。

## ○義務的経費

地方公共団体の支出のうち、任意に削減できない極めて硬直性が強い経費。職員給与等の人件費、生活保護費等の扶助費及び地方債の元利償還金等の公債費からなっている。

## ○投資的経費

道路、橋りょう、公園、学校、公営住宅の建設等、社会資本の整備等に要する経費であり、普通建設事業費、災害復旧事業費及び失業対策事業費から構成されている。

## ○財政調整基金と減債基金

財政調整基金は、地方公共団体における年度間の財源の不均衡を調整するための基金。また、減債基金は、地方債の償還を計画的に行うための資金を積み立てる目的で設けられる基金。

## ○減収補填債

地方税の収入額が標準税収入額を下回る場合、その減収を補うために発行される地方債。地方財政法第5条に規定する建設地方債として発行されるものと、建設地方債を発行してもなお適正な財政運営を行うにつき必要とされる財源に不足を生ずると認められる場合に、地方財政法第5条の特例として発行される特例分がある。

## ○臨時財政対策債

地方一般財源の不足に対処するため、投資的経費以外の経費にも充てられる地方財政法第5条の特例として発行される地方債。地方財政計画における財源不足額を国と地方で折半し、国負担分は一般会計から交付税特別会計への繰入、地方負担分は臨時財政対策債により補填することとされている。

## ○減税補てん債

個人住民税等の減税に伴う地方公共団体の減収額を埋めるため、地方財政法第5条の特例として発行された地方債。個人住民税等に係る減税の廃止に伴い、平成18年度をもって終了した。

## ○都区財政調整制度

特別区の存する区域には、行政上・税制上の特例があるほか、特別区相互間における税源の著しい偏在や昼夜間人口の格差という地域特性がある。

これらを踏まえ、都区間の財源配分と特別区相互間の財源調整のため、都が賦課徴収している市町村税のうち、固定資産税、市町村民税法人分及び特別土地保有税の3税（これらを「調整税」という）の一定割合を財源として、特別区財政調整交付金が特別区に交付されている。

目的 … 都と特別区及び特別区相互間の財源の均衡化を図り、特別区の行政の自主的かつ計画的な運営を確保する

性格 … 調整税の一定割合は特別区の固有財源的性格を有するものであり、各区に交付された交付金は各区の一般財源

交付金の総額 … 調整税の収入額×55%（45%は都が行う大都市事務の財源）

交付金の種類 … 普通交付金と特別交付金があり、交付金の総額に占める割合は、  
普通交付金：特別交付金＝95：5

交付金の算定 … 区別に基準財政需要額及び基準財政収入額を算定し、需要額が収入額を超える区に対し、その超える額を普通交付金として交付

### <平成12年度の改正>

特別区が基礎的な自治体として位置付けられたことを踏まえ、財政運営の自主性・自立性を高める観点から、総額補てん主義・納付金制度の廃止などの改正を行った。

また、都区間配分を中期的安定的なものとし、清掃事業移管などを踏まえ、特別区の配分割合を44%から52%に変更した。

### <平成19年度の改正>

平成12年度の都区制度改革の実施にあたり、「役割分担を踏まえた財源配分のあり方」をはじめとして、5つの課題（＝「主要5課題」）が積み残された。この課題については、最終的に18年度の都区協議会において、三位一体改革の影響に対して配分割合の変更で対応することなどにより合意に至った。

この合意を踏まえ、特別区の配分割合を52%から55%に変更した。